

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年12月12日(金)

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 堀池 岳

1. 調達内容

(1) 調達件名

鹿児島障害者職業能力開発校における訓練用パソコン等リース契約

(2) 納入期間および履行期間

納入期間：令和8年3月2日(月)から令和8年3月30日(月)まで

履行期間：契約日から令和12年3月31日(日)

(3) 履行場所

鹿児島障害者職業能力開発校 (鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名 1 4 3 2 番地)

(4) 契約方法

一般競争入札 (最低価格落札方式)

(5) 契約書作成の要否

要 原則、契約書の締結は電子契約によること。ただし、電子契約により難い者は、紙による契約書作成を認める。

(6) 入札説明書の交付

鹿児島労働局ホームページからダウンロードが可能。ダウンロードした場合、下記2の担当あて電子メールにより連絡を行い、事業所名、担当者名及び連絡先を申し出ること。申し出がない場合、仕様の変更や他の参加予定事業者からの質問への回答があった場合等、各種の連絡ができない恐れがある。

(7) 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は実施しない。

(8) 入札説明書の交付期限及び競争参加資格確認関係書類等の提出期限

令和8年1月9日(金) 16時00分

(9) 入札書の提出期限

令和8年1月13日(火) 16時00分

(10) 開札の日時及び場所

令和8年1月14日(水) 10時00分 鹿児島合同庁舎3階 第2会議室 (鹿児島市山下町13-21)

2. 照会先

入札説明書の交付場所、入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先。

〒892-8535 鹿児島県鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階

鹿児島労働局総務部総務課会計第2係 担当：江上

電話：099-223-8275 (内線：126) Mail: egami-rena.fj7@mhlw.go.jp

上記の交付場所、鹿児島労働局ホームページ及び調達ポータルサイトにおいて、入札説明書を交付する。

3. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に

- 該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）において、九州・沖縄地域で「役務の提供等」の「A」「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。
 - (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間に次の（⑤及び⑥については2保険年度）保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険
 - ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
 - (5) 資格審査申請書及び添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
 - (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
 - (7) 商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者でないこと。
 - (8) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (9) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていない者であること。

4. 入札方法等

(1) 入札方法

入札金額は総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 電子調達システムの利用

本入札は電子調達システムで行う。なお、電子調達システムにより難い者は、書面により支出負担行為担当官に申し出た場合に限り、紙による入札を認める。

5. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者その他入札の条件に違反した者が提出した入札書は無効とする。また、入札に参加した者が、(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該入札書は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

入札説明書の規定に従い入札書を提出した入札者のうち、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、契約を履行できると支出負担行為担当官が判断した者であって、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は入札説明書及び仕様書による。

(8) 低入札価格調査の実施

当局が定めた予定価格に厚生労働省が定める割合を乗じた額に満たない金額を入札書に記載した入札者が落札者となるときは、あらかじめ契約の履行能力等を審査することとし、当該入札者はその調査に応じなければならない。

以上



利用開始方法

□ <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/beginner.html>

政府電子調達(GEPS)を利用するには、「初めてご利用になる方へ」(上記URL)をご覧いただき、STEP1～STEP3までの手順を実施していただく必要があります。

STEP1 全省庁統一資格の取得

入札に必要な資格を取得します。

調達ポータルで取得できる資格は「物品・役務(全省庁統一資格)」の区分のものです。

全省庁統一資格を取得すると、各省庁における物品・役務の製造・販売等に係る一般競争(指名競争)の入札に参加できるようになります。

※簡単な公共事業の入札には、各省庁が定める個別の資格を取得する必要があります。

STEP2 電子証明書の取得

調達ポータルでは電子証明書を利用した認証を行っています。

法人・個人事業主等、組織に所属する代表者等名義の電子証明書をご準備ください。(詳細は各認証局へお問い合わせください。)

電子証明書は「初めてご利用になる方へ」に記載の対応認証局で取得できます。(取得に必要な手続き等は、各認証局のホームページをご確認ください。)

個人事業主または電子委任状を登録済の代理人のみ、電子証明書を取得しなくともマイナンバーカードが利用できます。

(一部の機能は電子証明書がなくても利用できます。)

STEP3 環境設定・利用者登録

●パソコンのセットアップ

お使いのパソコンにプラグイン等をインストールして、ブラウザーを設定します。

「初めてご利用になる方へ」の操作マニュアルに従って設定してください。

●利用者登録

調達ポータルに利用者を登録します。

調達ポータルを初めて利用するためには、組織に所属する代表者(代表取締役社長等)の利用者登録が必要です。

また、電子委任状を登録済みの代理人の場合は、代表者なしで利用者登録が可能です。

お問合せ先

■ご不明な点については、下記URLのFAQをご参考ください。

□ <https://www.p-portal.go.jp/faq>



■FAQをご確認いただいたても問題を解決できない場合は、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。

●調達ポータル・電子調達システムに関するお問い合わせ

ナビダイヤル ☎ 0570-000-683

IP電話等 ☎ 03-5511-1155

IP電話等 ☎ 03-4332-7803

受付時間:平日 9時00分～17時30分

国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除きます。

その他、FAX又はメールでのお問合せも受け付けています。

●統一資格に関するお問い合わせ(全省庁統一資格事務処理センター)

IP電話等 ☎ 03-5511-1155

受付時間:平日 9時30分～17時30分

国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除きます。

FAX、メールでのお問合せは受け付けておりません。

システム障害等やむを得ない事情により政府電子調達が利用できない場合には、入札の延期を行う場合がありますので、入札公告または入札説明書に記載された問い合わせ先等へご連絡ください。



政府電子調達(GEPS)

ジーブス

便利でお得 調達手続きは「GEPS」

調達情報の確認、入札、契約、請求等を、
インターネットを利用して行なうことができます。

GEPSは
調達ポータルに
統合され、
さらに便利に
なりました。



詳細はポータルサイトをご覧ください

調達ポータル

検索





本システムについて

□ <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/outline.html>

本システムは、調達案件の検索、電子入札・契約等の一連の手続きをオンラインで行うことができる府省庁共通のシステムです。

利用府省等

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、検察庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、特許庁、中小企業庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

※府省等により、対象案件の範囲などが異なる場合があります。詳細については、各府省等にお問い合わせください。

対象契約

「物品役務」および「一部の公共事業」の調達における入札・開札、契約、受注、納入検査、請求などの調達手続きに係る一連の業務が対象となります。

なお、以下の業務は対象外です。

● 物品役務のうち特殊なもの

政府所有米麦等の業務／在外公館等海外における業務／無償による物品・役務／防衛省の装備品等特殊なもの

● 本格的な公共事業

競争参加資格審査において客観的事項(経営規模、経営状況等)のほか、発注者が独自に主観的事項(工事実績、総合評価の技術評価点等)の審査等を行う事業。当該業務を使う主な発注者は次のとおり。

内閣府沖縄総合事務局開発建設部／文部科学省大臣官房文教施設企画部／農林水産省地方農政局／国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局／防衛省装備施設本部、地方防衛局(施設部門に限る)

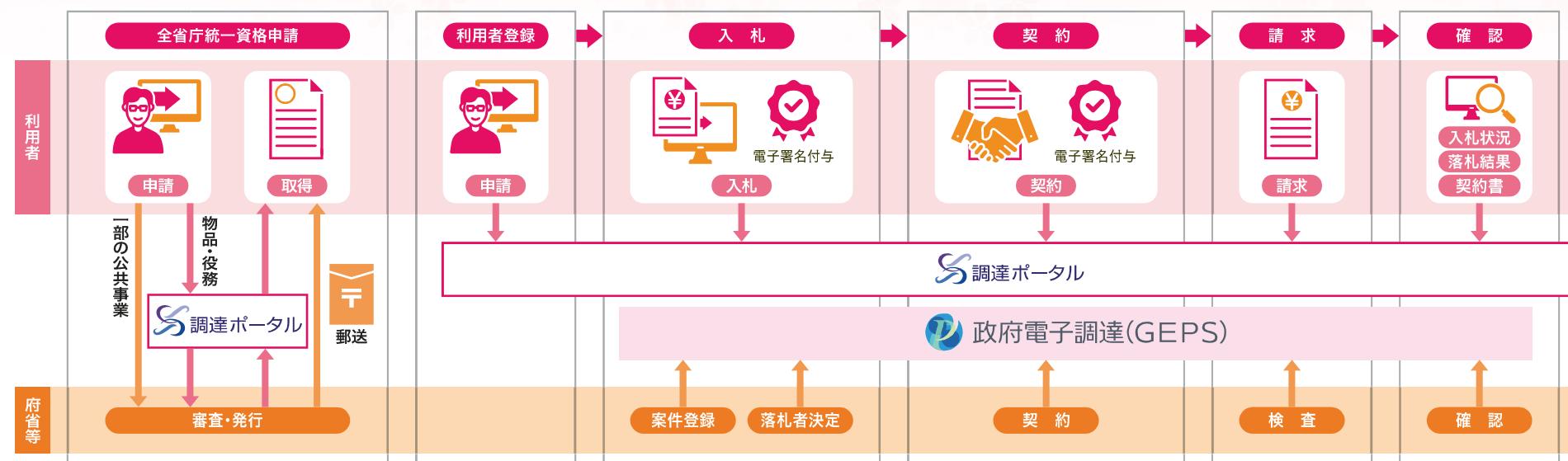


全省庁統一資格申請から入札・契約・請求・確認までの流れ

全省庁統一資格申請から入札・契約・請求までワンストップでできます。

なお、調達ポータルからは、全省庁統一資格の申請が可能です。

ただし、簡易な公共事業の入札には、各省庁が定める個別の資格が必要です。



ご利用のメリット

政府調達の一連の業務をワンストップでできる！



ワンストップで手続き可能

全省庁統一資格申請から調達案件の検索、入札、契約、請求までの一連の業務を調達ポータルから行えます。



常時利用可能※

インターネット環境があれば、いつでもどこでも利用する事ができます。

※システムメンテナンス時を除きます。



印紙税が不要

電子手続では印紙税法の課税物件が存在しないため、印紙税納付がありません。



移動や郵送費の削減

簡単に遠方や複数の同時調達案件に参加する事ができ、書類の発送が不要です。



書類保管費の削減

電子管理のため、バインダーや書棚などの書類保管に関する費用を削減できます。



印鑑が不要※

電子署名により手続きの担保をシステム側で行うため、印鑑が不要です。

※法令で義務のある場合を除きます。

最低価格落札方式

鹿児島障害者職業能力開発校における訓練用パソコン等リース契約

入札説明書

本調達案件は、「電子調達システム」を利用した応札及び入札手続きに使用するものとする。ただし、紙による従来の応札及び入札手続きも含むものとする。

鹿児島労働局 総務部 総務課

○鹿児島労働局総務部総務課の入札公告(令和7年12月12日付け)に基づく入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

○契約担当官等　　支出負担行為担当官　鹿児島労働局総務部長　堀池　岳

I 個別事項

1 概要及び日程等

| | |
|--------------------------|---|
| (1)調達件名及び数量 | 鹿児島障害者職業能力開発校における訓練用パソコン等リース契約 |
| (2)履行期間 | 契約日から令和12年3月31日(日)まで |
| (3)履行場所 | 支出負担行為担当官が別途指定する場所 |
| (4)契約方法 | 一般競争入札（最低価格落札方式） |
| (5)競争参加資格の等級 | 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）において、九州・沖縄地域で「役務の提供等」の「A」「B」又は「C」等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。 |
| (6)入札説明書の交付 | この公告の日から競争参加資格確認関係書類等の提出期限まで（鹿児島労働局ホームページからダウンロードが可能。ダウンロードした場合、下記2の照会窓口あて電子メールにより連絡を行い、事業所名、担当者名及び連絡先を申し出ること。） |
| (7)入札説明会の日時及び場所 | 入札説明会は実施しない。 |
| (8)競争参加資格確認関係書類等の提出期限 | 令和8年1月9日(金) 16時00分 |
| (9)入札書の提出期限 | 令和8年1月13日(火) 16時00分 |
| (10)開札の日時及び場所 | 令和8年1月14日(水) 10時00分 鹿児島合同庁舎3階 第2会議室（鹿児島市山下町13-21） |
| (11)低入札価格調査基準額の設定の有無（予定） | 有 |
| (12)質問の期限 | 令和8年1月9日(金) 12時00分 |
| (13)入札保証金及び契約保証金 | 免除。ただし、落札者が契約を締結しないときは、落札価格の100分の5以上に相当する金額を納付させる。 |

2 照会窓口

入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒892-8535 鹿児島県鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階

鹿児島労働局総務部総務課会計第2係 担当：江上

電話：099-223-8275（内線：126） Mail: egami-reна.fj7@mhlw.go.jp

3 質問等

入札者は入札公告、本入札説明書及び別紙等を熟読のうえ入札書を提出しなければならない。契約条件、仕様等に疑義がある場合は、入札書を提出するまでの間に当局に対して説明を求め、全て解決しておくこと。

(1) 本入札に関し質問等がある場合は、次の区分に従い質問の期限までに提出すること。

① メール

上記2照会窓口に記載のメールアドレスへ行うこと。

- ・質問送信後、必ず電話にて受信確認すること。
- ・電子メールで質問する場合には、メール本文に記載することとし、添付ファイル等は添付しないこと。（セキュリティの関係上、ファイルが添付された電子メールは自動的に削除される場合があるため）

② 照会窓口に持参

(2) 質問に対する回答は、質問者へ回答後、入札説明書受領通知書を提出された参加者へもメール等により共有する。

4 本入札者に求められる事項

本入札に参加しようとする者は、「II 共通事項」に記載する事項の他、次の要件を全て満たしていかなければならない。

- (1) 前記競争参加資格の等級を有していること。
- (2) 本調達別冊「仕様書」を期間内に閲覧すること。

5 提出書類

本入札に参加しようとする者は、次の書類等をそれぞれの提出期限までに提出しなければならない。（提出部数 各1部）

① 競争参加資格を有することを証明する書類等

ア 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された資格審査結果通知書「厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」」の写し

※競争参加資格審査に関する問い合わせ先は、次のとおり。

〒892-8535 鹿児島県鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階

鹿児島労働局総務部総務課会計第2係 電話：099-223-8275

イ 競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書（入札説明書様式-1）

② 暴力団等に該当しない旨の誓約書（入札説明書様式-2）

※ 開札日の属する年度に誓約書を既に提出したことがある場合で、その内容に変更が無いときは、当該提出済のものの写しを提出すれば足りる。

③ 保険料納付に係る申立書（入札説明書様式-4）

④ 入札書（紙入札での参加者は、入札説明書様式-5を提出）（代理人が紙により入札する場合には、委任状（入札説明書様式-6）を併せて提出する必要がある。）

6 支払条件

契約書案（入札説明書様式－9）記載のとおり。

(以下この頁余白)

II 共通事項

1 電子調達システムの利用に関する事項

- (1) 本件は、電子調達システムを利用して実施する。ただし、電子調達システムにより難い者は、紙による入札を認める。
- (2) 電子調達システムを利用して書類及び入札書等を提出する場合の要領は、電子調達システム所定の操作方法による。
- (3) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先
 - ・ ヘルプデスク 0570 - 014 - 889
 - ・ ホームページ <https://www.geps.go.jp>ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には「I 個別事項」2に記載した照会窓口へ連絡すること。

2 書類の提出義務

- (1) 入札者は、競争参加資格確認関係書類等及び入札書等の必要な書類を、本入札説明書の定める期限及び場所に提出しなければならない。
- (2) 書類提出の受付時間については、受付期間中の平日（ただし 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの期間を除く。）午前 9 時 30 分から正午及び午後 1 時から午後 5 時までとする。
- (3) 入札者は、提出した書類等について真正性確保等の観点から説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

3 言語及び通貨

契約手続に使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

4 競争参加資格

- (1) 法令により競争に参加できない者
予決令第 70 条及び第 71 条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。
 - ① 以下の各号のいずれかに該当する者
 - ア 当該契約を締結する能力を有しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
 - イ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32 条第1項各号に掲げる者
 - ② 以下の各号のいずれかに該当すると認められ、3年以内の期間を定めて、一般競争に参加させないこととした者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用者についてもまた同じ。）
 - ア 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の

品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- カ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- キ 前各号のいずれかに該当する者を、契約の締結又は履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 競争に参加させない者

次に該当する者は、競争に参加することができない。

- ① 厚生労働省から指名停止を受けている者
- ② 資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の事実を記載した者
- ③ 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- ④ 次に掲げる制度が適用される者にあっては、本入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料の滞納がある者
 - ア 厚生年金保険
 - イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ウ 船員保険
 - エ 国民年金
 - オ 労働者災害補償保険
 - カ 雇用保険
- ※ ア～エを社会保険、オ、カを労働保険という。各保険料のうちオ及びカについては、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。
- ⑤ 本入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障をきたすおそれがある者
 - ※ これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ入札説明書記載の照会窓口に照会すること。

(3) 再委託を予定している者の取扱い

業務の全部を再委託しようとする者、業務における総合的な企画及び判断を再委

託しようとする者、業務遂行管理部分を再委託しようとする者は競争に参加することができない。

なお、原則として、契約金額の二分の一以上の再委託は承認しない。

(4) 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（電子調達システムにより入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」

（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

5 競争参加資格確認関係書類等の提出方法等

(1) 競争参加資格確認関係書類等は、次の手順により提出しなければならない。

① 電子調達システムにより入札する場合

ア 競争参加資格確認関係書類等をスキャナ等により電子データ化し、電子調達システム所定の操作方法により提出しなければならない。

なお、競争参加資格確認関係書類等を電子データ化する際のファイルは、PDF形式とする。

また、電子データ化は、各項目別に一つのファイルを作成するか、一つのファイルとして作成した上で各項目別にしおりを付けるものとする。

※ 電子調達システムは、仕様上の制約により一つのファイルしか送付できないため、作成した各項目別のファイルは、LZH形式又はZIP形式にて圧縮の上、一つのファイルとして送付すること。

※ 送付する際ににおいて、電子調達システムの仕様上、3メガバイト以上のファイルは送付できず、また、ファイルは一回しか送付できないので留意すること。提出したファイルの追加、修正等については紙による提出が必要である。

イ 前記にかかわらず、送付したファイルに不備が生じている場合であっても、内容確認に支障が無い場合には、支出負担行為担当官の判断により有効な提出として認める場合がある。

ウ 電子調達システムで入札参加をする場合であっても、競争参加資格確認関係書類等を紙で提出することは差し支えない。ただし、システムの仕様上「証明書等／提案書等」の提出機能を用いて何らかのファイルを送付しなければ入札額の登録を行うことができないため、競争参加資格確認関係書類等を紙で提出する者は「証明書等／提案書等」の提出画面から、「入札説明書様式-3」を提出すること。

② 紙による入札の場合

入札説明書に定められた競争参加資格確認関係書類等を、持参又は郵送（必

着)により提出しなければならない。電信、電話等による提出は認めない。

- (2) 競争参加資格確認関係書類等を提出後、入札への参加を取り止める場合は速やかに「I 個別事項」の2に記載した照会窓口へ連絡すること。

6 入札書に記載する金額

- (1) 入札者は、仕様書に定める業務の履行に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積るものとする。ただし、「I 個別事項」において契約金額と別に支払うこととされている経費については、この限りでない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(円未満の端数切捨て)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札書の引換え等の禁止

- (1) 入札者は提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (2) 入札者は、入札公告、入札説明書及び仕様書等を充分理解した上で入札するものとし、入札後不明の点があったことを理由として異議を申し立てることができない。

8 電子調達システムによる入札書の提出

- (1) 電子調達システムにより入札する場合、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間に余裕をもって行うこと。入札書の提出期限に遅れた入札は一切認めない。
- (2) 入札積算内訳書(入札説明書様式-5(2))の提出については、スキヤナ等により電子データ化した入札積算内訳書を添付し、政府電子調達システムにて送信すること。
- (3) 代理人が電子調達システムにより入札に参加する場合は、当該システムで定める委任の手続きをあらかじめ終了しておかなければならない。また、電子調達システムにおいては、復代理人による入札は認めない。

9 紙による入札書の提出

- (1) 紙による入札を希望する者は、電子入札案件の紙入札方式での参加について(入札説明書様式-8)を令和8年1月9日(金)16時00分までに提出すること。
- また、「入札説明書様式-5」により作成した入札書及び入札積算内訳書を持参又は郵送(必着)しなければならない。入札書の提出期限に遅れた入札は一切認めない。

- (2) 入札書には電子くじ番号として、任意の3桁を記入しなければならない。入札書に電子くじ番号の記載がない場合には、職員が任意の数字を電子調達システムに入力する。

※電子調達システムでは、電子くじ番号に無作為の数字を加算して「確定くじ番号」が決定され、「確定くじ番号」は、落札者となるべき者が2者以上いる場合のくじ引き(16(3)参照)に使用される。

- (3) 電話、電信等による提出は認めない。
- (4) 入札書を直接提出する場合は封筒に入れて封をし、その封皮に、宛名（鹿児島労働局支出負担行為担当官殿と記載）及び氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載（氏名の記載は、社名の記載してある封筒を使用することでも可）した上で、『**令和8年1月14日開札「鹿児島障害者職業能力開発校における訓練用パソコン等リース契約」の入札書在中**』と朱書しなければならない。
- 入札書に記入する数字はアラビア数字を、数字以外の文字は楷書体を用い、黒色ボールペンで鮮明に記入する。ただし、商号又は名称、代表者氏名及び代理人の氏名についてはゴム印等でも構わないものとする。入札書の日付は提出日を記入すること。
- 郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に、『**令和8年1月14日開札「鹿児島障害者職業能力開発校における訓練用パソコン等リース契約」の入札書在中**』と朱書し、入札書を中封筒に入れて封をし、その封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、上記I個別事項2照会窓口宛に入札書の提出期限までに到着するように送付し、かつ、受領の確認をする必要があること。
- (5) 代理人が紙により入札に参加する場合は、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、入札書提出時に「入札説明書様式-6」による代理委任状を提出しなければならない。
- (6) 前項の場合において、入札書に記載する代理人の氏名は、委任状の内容と一致しなければならない。
- (7) 委任状の日付は入札書の提出日とする。

10 代理人の兼務禁止

入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

11 入札の無効

- (1) 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (2) 次に掲げる入札書は無効とする。
- ① 入札書に記名がされていないもの
 - ② 入札金額を訂正したもの
 - ③ 入札書または入札積算内訳書（再度入札の場合は、再入札書または再入札積算内訳書）の提出がなかったもの
 - ④ 金額の数字及び入札者の名称等、記載事項が不明瞭なもの
 - ⑤ 同一の者による入札が複数あるもの
 - ⑥ 電子調達システム利用規約に違反した者のもの
 - ⑦ 顕名を欠いた（契約当事者となるべき者の記載が無い）代理人によるもの
 - ⑧ その他、入札公告若しくは通知、本入札説明書又は関係職員が指示した事項に違

反しているもの

- (3) 入札に参加した者が、「入札説明書様式-2」の誓約書（暴力団等に該当しない旨の誓約書）を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。
- (4) 支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時までに競争参加資格を失い、又は競争参加資格を有しないことが判明した場合は、当該入札者の入札を無効とする。

12 入札の延期等

入札者が連合又は不穏な挙動等をする場合であって、本入札を公正に執行することが出来ない状態にあると認められるときは、開札の延期又は入札の中止をすることがある。

13 入札公告の取消

支出負担行為担当官は、契約を締結するまでは、いつでも入札公告を取り消し、調達手続を中止することがある。

14 開札手続

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、やむを得ない事情により入札者又はその代理人が立ち会うことができない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した入札者は、開札場における立ち会いは不要である。ただし、開札時刻に電子調達システムを利用できる端末の前で待機し、直ちに再度入札に対応できるようにしなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (4) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、関係職員の求めに応じ身分証明書又は入札権限に関する委任状（既に提出済の場合を除く。）を提示又は提出しなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札終了まで開札場を退場することができない。
- (6) 入札者又はその代理人は、関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場において電話、電子機器等により他者と通信を行ってはならない。

15 再度入札

- (1) 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、ただちに再度入札を行う。
- (2) 紙による入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札は辞退したものとみなす。
- (3) 紙による入札者又はその代理人は、当局職員が示す再度入札日時までに再入札書等【入札説明書様式-5 (3) 及び (4)】を提出すること。

- (4) 電子調達システムにおいては、再度入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うもののとし、スキャナ等により電子データ化した再入札書積算内訳書【入札説明書様式－5(4)】を添付して、政府電子調達システムにより送信すること。
- (5) 再度入札は、当初の入札と同じ方法（電子入札の場合は電子入札、紙入札の場合は紙入札）で行わなければならない。

16 落札者の決定

- (1) 入札説明書の規定に従い入札書を提出した入札者のうち、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、契約を履行できると支出負担行為担当官が判断した者であって、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、落札者となるべき者が次に該当する場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とすることがある。また、次の場合は、入札者は事後の事情聴取及び関係資料等の提示について協力しなければならない。
 - ①落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合（低入札価格調査基準額を下回った入札があった場合に開札執行者は、入札者に対して「保留」を宣言し、予算決算及び会計令第86条に規定する調査（契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かについて）を実施した上で落札者を決定し、後日入札者に通知する。）
 - ②その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適当であると認められる場合
- (3) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子調達システムによりくじ引きを行い、落札者を決定する。
- (4) 入札書（入札説明書様式－5(1)）に記載された入札金額と入札積算内訳書（入札説明書様式－5(2)）の金額に相違がある場合は、当然入札書に記載された入札金額で入札したものとする。この場合、落札者の決定後、落札者は速やかに入札積算内訳書に記載する項目、単価、金額等を明らかにした契約金額内訳書を提出すること。
- (5) 再度入札を行った場合は、再入札書（入札説明書様式－5(3)）に記載された入札金額と再入札積算内訳書（入札説明書様式－5(4)）の金額に相違がある場合は、当然再入札書に記載された入札金額で入札したものとする。この場合、落札者の決定後、落札者は速やかに再入札積算内訳書に記載する項目、単価、金額等を明らかにした契約金額内訳書を提出すること。

17 落札者の通知

落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭又は電子調達システムの落札通知書により通知する。

18 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わす。なお、電子契約書（原則）による契約の場合は、落札決定後、速やかに支出負担行為担当官に申し出るとともに、開札日までに電子調達システムの利用者権限を取得しておかなければならない。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印する。
- (3) 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (4) 支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付する。
- (5) 契約書の規定により再委託の申請をする際の所定の様式は、「入札説明書様式-7」とする。

19 契約を締結しない場合の違約金

落札した者が契約を締結しない場合は、落札価格（入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（円未満の端数切捨て））の100分の5に相当する金額（円未満の端数切上げ）を違約金として納めなければならない。

20 費用負担

本入札に参加するために生じる提出書類の作成に要する費用その他一切の費用は、入札者の負担とする。

21 書類の返還

提出された書類は返還しない。

22 入札者参加者の公開等に対する同意

入札者は、厚生労働省が行う情報公開等の際、自己の名称又は商号、入札金額等が公開される場合があることにあらかじめ同意するものとする。

23 臨機の措置

自然災害、電子調達システムの不調等やむを得ない場合には、支出負担行為担当官は日程の変更その他必要な指示を行う。

◎ 様式等

- | | |
|----------------|--------------------------|
| ・ 入札説明書様式-1 | 競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書 |
| ・ 入札説明書様式-2 | 暴力団等に該当しない旨の誓約書 |
| ・ 入札説明書様式-3 | 競争参加資格確認関係書類等の紙による提出について |
| ・ 入札説明書様式-4 | 保険料納付に係る申立書 |
| ・ 入札説明書様式-5(1) | 入札書 |
| ・ 入札説明書様式-5(2) | 入札積算内訳書 |
| ・ 入札説明書様式-5(3) | 再入札書 |
| ・ 入札説明書様式-5(4) | 再入札積算内訳書 |
| ・ 入札説明書様式-6(1) | 委任状 |
| ・ 入札説明書様式-6(2) | 委任状（復代理人用） |
| ・ 入札説明書様式-7(1) | 再委託に係る承認申請書 |
| ・ 入札説明書様式-7(2) | 再委託に係る変更承認申請書 |
| ・ 入札説明書様式-7(3) | 履行体制図 |
| ・ 入札説明書様式-7(4) | 履行体制図変更届出書 |
| ・ 入札説明書様式-8 | 電子入札案件の紙入札方式での参加について |
| ・ 入札説明書様式-9 | 契約書（案） |
| ・ 別冊 | 仕様書 |

(以下この頁余白)

[提出期限]令和8年1月9日(金)16時00分まで

競争参加資格確認関係書類

1. 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された資格審査結果通知書「厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」」の写し
2. 競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書（入札説明書様式－1）
3. 暴力団當に該当しない旨の誓約書（入札説明書様式－2）
個人の場合は、生年月日を記載すること。
法人の場合は、役員全員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。
4. 保険料納付に係る申立書（入札説明書様式－4）
 - ・ 納付書の写し又は保険料の納付を証明する書面を添付すること。
 - ・ 申立書記載のとおり、直近2年間（社会保険）及び直近2保険年度（労働保険）の納入が確認できる書類をあわせて提出すること
5. 【競争参加資格確認関係書類を紙で提出する場合】
競争参加資格確認関係書類等の紙による提出について（入札説明書様式－3）

提出部数 各1部

入札説明書様式－1

[提出期限]令和8年1月9日(金)16時00分まで

競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書

(入札件名：鹿児島障害者職業能力開発校における訓練用パソコン等リース契約)

1. 当社(私)は、現在厚生労働省から指名停止の措置を受けておりません。また、開札日時点において指名停止措置を受ける見込みもありません。
2. 当社(私)は、直近2年間に支払うべき社会保険料(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会管掌のもの)、船員保険及び国民年金の保険料をいう。)及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料(労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。)について、一切滞納がないことを申し立てます。
3. 当社(私)は、その他の入札参加資格を全て有しております。
4. 当社(私)は、契約者となった後に、契約に基づく報告事項(法令違反や反社会勢力による不当介入等)が生じた場合には速やかに報告します。
5. 当社(私)は、事業の実施に当たり、各種法令を遵守します。
6. 前記1から5について、当社(私)の再委託先について報告事項があることを知った場合にも同様の対応をします。

この申立書及び自己申告書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金等を請求され、併せて指名停止等の不利益処分を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、申立及び自己申告に係る事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又名称

代表者氏名

代理人名

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

入札説明書様式－2

[提出期限]令和8年1月9日(金)16時00分まで

暴力団等に該当しない旨の誓約書

私(当法人)は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所又は所在地

社名及び代表者名

生年月日(個人の場合のみ)

年 月 日生

※法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料(入札説明書様式－2別添又は任意様式にて作成したもの)を添付すること。

入札説明書様式-2 別添

役員の氏名及び生年月日

(注1) 法人の場合、この様式には登記事項証明書に記載されている事項を記入して下さい。

(注2) この様式は必要な事項が記載されていればエクセル等の任意様式で作成して差し支えありません。

入札説明書様式-3

[提出期限] 令和8年1月9日(金)16時00分まで

競争参加資格確認関係書類等の紙による提出について

調達件名：鹿児島障害者職業能力開発校における訓練用パソコン等リース契約

上記調達に係る競争参加資格確認関係書類等については、電子調達システムを利用せず、紙により提出します。

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

照会先

担当者電話番号：

担当者氏名：

入札説明書様式－4

[提出期限] 令和8年1月9日(金)16時00分まで

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間（24か月間）に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために、直近2年間（24か月間）に支払うべき社会保険料及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料の納付に係る書面を別添のとおり提出します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

所在地
名称
代表者氏名

* 上記期間に係る領收印のある納付書の写し又は保険料の納入を証明する書面を添付すること。

入札説明書様式-5 (1)

[提出期限] 令和8年1月13日(火)16時00分まで

入 札 書

¥ _____

(見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること)

入札件名：鹿児島障害者職業能力開発校における訓練用パソコン等リース契約

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

代 表 者

代 理 人

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

| | | |
|------------------------|--|--|
| 電子くじ番号 (任意の数字3桁を記入) | | |
| | | |

(注) 「電子くじ番号」に数字の記入が無い場合は、職員が任意の番号を入力します。

入札積算内訳書

※設定・搬入・運送等の費用も全て記載し、消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。
※行が足りない場合は、適宜追加して作成すること。

上記のとおり積算いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人名

官相当行為相角負角出支

鹿兒島労働局総務部長 殿

再 入 札 書

¥ _____

(見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること)

入札件名：鹿児島障害者職業能力開発校における訓練用パソコン等リース契約

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

代 表 者

代 理 人

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

| | | |
|------------------------|--|--|
| 電子くじ番号 (任意の数字3桁を記入) | | |
| | | |

(注) 「電子くじ番号」に数字の記入が無い場合は、職員が任意の番号を入力します。

再入札積算内訳書

※設定・搬入・運送等の費用も全て記載し、消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。
※行が足りない場合は、適宜追加して作成すること。

上記のとおり積算いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人名

支出負擔行為相當官

鹿兒島學務局總務部長 殿

代理人入札に係る留意事項

代理人をもって入札に参加する場合には、下記により委任状を作成の上、入札書提出の際に提出してください。

1. 入札を行う者がその法人の本店又は本社に所属する場合

(1) 委任状の委任者名は、その法人の代表者名とし、代理人は入札を行うものとすること。

(2) 入札書の入札者は上記代理人とすること。

2. 入札を行う者がその法人の支店又は営業所等に所属する場合

(1) 委任状は、「法人の代表者 → 支店又は営業所等の長 → 入札を行う者」の形で委任状を二通作成すること。

イ) 法人の代表者が同一法人の支店又は営業所の長に対し委任する場合の委任状の場合、委任状の代表者は、その法人の代表者名とし、代理人はその支店又は営業所の長とすること。

ロ) 同一法人の支店又は営業所の長が更に他の者に委任する場合の委任状の場合、委任状の代表者は委任を受けた支店又は営業所の長とし、代理人は実際に入札を行う者とすること。（なお、任意代理人の復任権は、制限されており、本人の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができない（民法第104条）。）

(2) 入札書は前記1と同様、入札者を上記代理人（実際に入札を行う者）とすること。

入札説明書様式-6 (1)

[提出期限] 令和8年1月13日(火)16時00分まで

委 任 状

当社(私)は、次の者を代理人と定め、下記のとおり権限を委任します。

(代理人) 住 所

所属(役職)

氏 名

記

1. 入札件名: 鹿児島障害者職業能力開発校における訓練用パソコン等リース契約
2. 委任事項: (1) 当該入札にかかる入札及び見積に関する一切の権限
(2) 復代理人の選任
3. 委任期間: この委任状作成の日から開札日まで

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

代 表 者

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

(注) 復代理人選任権限を付与しない場合は、不用な文字を抹消して作成して下さい。

入札説明書様式-6 (2)

[提出期限] 令和8年1月13日(火)16時00分まで

委 任 状

(復代理人用)

私は、次の者を復代理人と定め、下記のとおり権限を委任します。

(復代理人) 住 所
所属(役職)
氏 名

記

1. 入札件名：鹿児島障害者職業能力開発校における訓練用パソコン等リース契約
2. 委任事項：
 - (1) 当該入札にかかる入札及び見積に関する一切の権限
 - (2) 復代理人の選任
3. 委任期間：この委任状作成の日から開札日まで

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

代 表 者

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

再委託についての要件

第1 再委託について

- (1) 落札者は、委託業務の全部を一括して第三者（受注者の子会社（会社法第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に再委託することはできない。
- (2) 落札者は、再委託する場合には、入札説明書様式7-（1）「再委託に係る承認申請書」を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- (3) 落札者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業者に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、発注者に対しすべての責任を負うものとする。
- (4) 落札者は、委託業務の一部を再委託するときは、落札者がこの契約を遵守するために必要な事項について、契約書の内容を準用して、再委託者と約定しなければならない。

第2 再委託先の変更

- (1) 落札者は、再委託先を変更する場合、当該再委託が上記第1の(2)のただし書きに該当する場合を除き、入札説明書様式-7（2）の「再委託に係る変更承認申請書」を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 落札者は、再委託者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令に違反したことにより送検された場合において、発注者が再委託先の変更を求めた場合にはこれに応じなければならない。

第3 履行体制

- (1) 落札者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託行う業務の範囲を記載した入札説明書様式7-（3）「履行体制図」を発注者に提出しなければならない。
- (2) 落札者は、履行体制図に変更があるときは、速やかに入札説明書様式7-（4）「履行体制図変更届出書」により発注者に届け出なければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。
 - ① 受託業の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
 - ② 事業参加者の住所の変更のみの場合。
 - ③ 契約金額の変更のみの場合。
- (3) 上記第3の(2)の場合において、発注者は契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、落札者に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

入札説明書様式-7 (1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

住 所
商号又名称
代表者氏名

再委託に係る承認申請書

鹿児島障害者職業能力開発校における訓練用パソコン等リース契約に係る再委託について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

入札説明書様式-7 (2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

住 所
商号又名称
代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

鹿児島障害者職業能力開発校における訓練用パソコン等リース契約に係る再委託について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

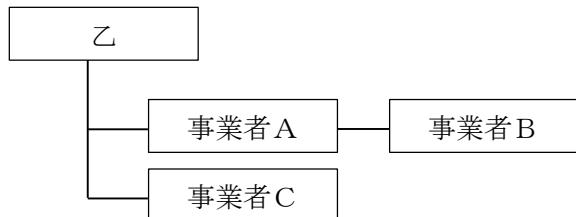
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

| 事業者名 | 住所 | 契約金額 | 業務の範囲 |
|------|--------|------|-------|
| A | 東京都○○区 | | |
| B | | | |



入札説明書様式-7 (4)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

住 所
商号又名称
代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）

2. 変更の内容

3. 変更後の体制図

別紙のとおり

入札説明書様式-8

[紙入札申出提出期限]

令和8年1月9日(金)16時00分まで

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、政府電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 入札案件名

鹿児島障害者職業能力開発校における訓練用パソコン等リース契約

2 政府電子調達システムでの参加ができない理由

3 政府電子調達システムの導入予定時期

4 政府電子調達システムを導入できない理由（時期未定又は導入予定なしの場合に記入）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

入札説明書様式-8 (記入例)

[紙入札申出提出期限]

令和8年1月9日(金)16時00分まで

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、政府電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 入札案件名

鹿児島障害者職業能力開発校における訓練用パソコン等リース契約

2 政府電子調達システムでの参加ができない理由

- ・認証カードの申請中だが、手続きが遅れているため
- ・電子調達システムの導入について検討中であるため

3 政府電子調達システムの導入予定時期

令和〇年〇月頃 若しくは 時期未定 又は 導入予定なし

4 政府電子調達システムを導入できない理由（時期未定又は導入予定なしの場合に記入）

※政府電子調達システム導入にあたって妨げとなっている事情や、その他電子調達システムを導入できない理由を記載してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

契約書(案)

支出負担行為担当官 鹿児島労働局総務部長 堀池 岳(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、下記の件について次の条項により契約を締結する。

記

契約件名 鹿児島障害者職業能力開発校における訓練用パソコン等リース契約

契約金額 金〇〇,〇〇〇, 〇〇〇円(うち消費税及び地方消費税額金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円)

(消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。)

(国庫債務負担行為に係る契約の特例)

契約金額に基づく、国庫債務負担行為に係る会計年度毎の支払金額の内訳は次のとおりとする。

| | | |
|--------|---|---|
| 令和7年度 | 金 | 円 |
| 令和8年度 | 金 | 円 |
| 令和9年度 | 金 | 円 |
| 令和10年度 | 金 | 円 |
| 令和11年度 | 金 | 円 |

(契約保証金)

この契約の保証金は、免除する。

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。

(契約の目的)

第2条 甲は、乙から別表1「リース物品一覧」に掲げる物品を賃借し、乙は、別添仕様書に基づき業務を行うものとする。また、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(履行期間及び履行場所)

第3条 この契約の納入期間、履行期間及び履行場所は、次のとおりとする。

納入期間 令和8年3月2日(月)～令和8年3月30日(月)

履行期間 契約締結日～令和12年3月31日(日)

履行場所 鹿児島障害者職業能力開発校(薩摩川内市入来町浦之名1432)

(納品検査及び業務の完了検査)

第4条 乙は、現品を納入しようとするときは、甲の指定する検査職員に報告するとともに、あらかじめ希望日時、場所、品名、数量等の必要事項を通知し、立会の上検査を受けなければならない。

2 甲は、前項により納入の通知を受けた日から10日以内に検査を実施するものとする。

3 納入現品は、すべて甲の指示(仕様書等)のとおりであって、甲が行う検査に合格したものでなければならない。

4 検査に必要な費用は、乙の負担とする。

5 乙は、毎月の業務完了後、甲の指定する検査職員の検査を受けなければならない。

6 乙は、検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

7 乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、

再検査を受け、これに合格しなければならない。

(費用負担)

第5条 この契約書に別に定めるものを除き、乙がこの契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

(注意義務)

第6条 甲は、物件を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 甲の故意又は重大な過失によって物件が損害を受け、又はこれに損害を与えたときは、乙は甲に対して、その賠償を請求することができるものとする。この場合、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(危険負担)

第7条 天災その他不可抗力又は甲及び乙の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(返還義務)

第8条 契約期間が終了したときは、甲は乙に対して別表1「リース物品一覧」に掲げる物品を返還するものとする。

(再委託)

第9条 乙は、委託業務の全部を第三者(乙の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、甲に様式1「再委託に係る承認申請書」を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再委託者」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託の変更)

第10条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2「再委託に係る変更承認申請書」を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第11条 乙は、再委託の相手先からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式3「履行体制図」を甲に提出しなければならない。

2 乙は、提出した履行体制図に変更があるときは、速やかに様式4「履行体制図変更届出書」を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。

(1)受託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名称のみの変更の場合

(2)事業参加者の住所のみの場合

(3)契約金額のみの場合

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対

して変更の理由等の説明を求めることができる。

(不合格品引取)

第12条 乙は、検査の結果不合格となつたときは、甲が指定する期限までに、現品を撤去しなければならない。

2 甲は、前項の期限経過後、乙の負担において、その現品を他の場所に運搬し、第三者に保管を託すことができる。

(納期の有償延期)

第13条 乙は、次条に規定する事由以外の事由によって履行場所及び納入期限に現品の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、特にやむを得ない事情と認められるものに限り、遅滞料を徴収して延期を許すことができる。

(納期の無償延期)

第14条 乙は、天災地変その他自己の責に帰し難い事由により履行場所及び納入期限に現品の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、その請求が正当と認めたときは、遅滞料を免除して納期の延期を許すことができる。

(遅滞料)

第15条 遅滞料は、その期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じ、その未納付分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

(契約の解除)

第16条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

(1) 第13条及び第14条の規定により延期が認められた場合を除き、納入期限に合格品の受渡を終了しないとき。

(2) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

(3) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(4) 甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。

(5) 第33条の規定に違反したとき。

3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(損害賠償)

第17条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思

表示があつた日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適當と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第18条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行つたとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行つたとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行つたとき。

(2)乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)。

(3)競争参加資格を有していなかつたこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があつたことが判明したとき。

(4)乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

(5)第3項の規定による報告を行わなかつたとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実(再委託先に係るものを含む。)を知つた場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第19条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、請負(契約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額の変更があつた場合には、変更後の請負(契約)金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行つたとき。

(4)乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

(5)前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超

過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第20条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約金額の支払)

第21条 乙は、第4条の全ての検査終了後、支払請求書を作成し、当該月分の対価の支払いを官署支出官鹿児島労働局長(以下「支出官」とする。)に請求するものとする。なお、各月分の料金は別表2「パソコン等リース料金内訳」とおりとする。

2 支出官は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に対価を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第22条 支出官は、自己の責めに帰すべき事由により、前条第2項の期限までに對価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額(円未満端数切捨)を遅延利息として乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第23条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第24条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第25条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1)暴力的な要求行為
- (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3)取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4)偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5)その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第26条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)及び再受託者(再委託以降のすべての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第27条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第28条 甲は、第16条第2項、同条第3項、第24条、第25条、第27条第2項、第31条及び第34条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第16条第2項、同条第3項、第24条、第25条、第27条第2項、第31条及び第34条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第29条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をうるものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第30条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第31条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対

する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があつたことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至つたことを報告しなかつたことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至つた場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第32条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があつた場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(秘密の保持)

第33条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た事実を第三者に洩らし、又はこの契約の目的以外に利用してはならない。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第34条 甲は、第4条に規定する納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)を知った時から1年以内に(数量又は権利の不適合については期間制限なく)その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと

(2) 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかつた場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第35条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については鹿児島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第36条 本契約の効力が消滅した場合であつても、第16条第2項、第17条、第19条、第20条、第22条、第26条、第28条、第32条、第33条、第34条、第35条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 鹿児島県鹿児島市山下町13番21号
支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長
堀池 岳

印

乙 ○○○○○
○○○○○
○○○○○

印

(様式1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

再委託に係る承認申請書

鹿児島障害者職業能力開発校における訓練用パソコン等リース契約に係る再委託について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

(様式2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

鹿児島障害者職業能力開発校における訓練用パソコン等リース契約に係る再委託について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所

2. 変更後の事業者の業務の範囲

3. 変更する理由

4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力

5. 契約金額

6. その他必要と認められる事項

履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

| 事業所名 | 住所 | 契約金額 | 業務の範囲 |
|------|----|------|-------|
| | | 円 | |
| | | | |

(様式4)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第11条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付も記載のこと。）

2. 変更の内容

3. 変更後の体制図

別紙のとおり

リース物品一覧

仕様書

1 件名

鹿児島障害者職業能力開発校における訓練用パソコン等リース契約

2 納入場所

鹿児島障害者職業能力開発校

アパレル科

ワークトレーニング科

(薩摩川内市入来町浦之名 1432)

3 納入期間

令和8年3月2日（月）～令和8年3月30日（月）

4 借用期間

納入日～令和12年3月31日

5 機器の仕様

- (1) 納入する機器はすべて新品とし、また、型式は入札公告（令和7年12月12日）時点において最新版であること。
- (2) 機器の性能・機能は別紙1「パソコン用機器等仕様書」の仕様を完全に満たしていること。
- (3) 納入機器およびアプリケーションソフト等の選定については、問題なく動作することを確認すること。
- (4) 納入までにかかる費用及び設定作業等の当該物品を使用する上で必要な費用、借用期間満了後の撤去費用は、受託者の負担とすること。
- (5) 別紙の性能・機能確認用チェックシート及び機器の性能・機能が明記されている製品販売カタログ又はメーカーによる証明書類を入札書提出前に当局あて提出すること。なお、製品販売カタログは当該記載箇所を明示すること。
- (6) 機器の設置については、鹿児島障害者職業能力開発校（以下「開発校」という。）の指示に従い行うこと。
- (7) アプリケーションソフト等は動作可能な状態にセットアップし、開発校担当者の立会のうえ、動作確認を行うこと。また、全てのソフトウェアについて、ユーザー登録を行い、登録したシリアルナンバー、ライセンスナンバー等の一覧表を作成し、文書及びデータファイル（DVD-R）を提出すること。なお、ソフトウェアのライセンス契約等でユーザー登録・申請が必要になる場合は、「鹿児島障害者職業能力開発校」名で申請を行っても構わない。
- (8) ネットワークの設定は開発校担当者の指示に従って行い、機器のアドレス一覧表を作成し、文書及びデータファイル（DVD-R）を提出する

- こと。また、納入機器の見やすいところに社名及び機種名、型番とアドレスを記載したラベルを添付すること。
- (9) 保証書及びソフトウェアのインストールメディア等を整理し、一括して開発校に提出すること。
 - (10) 関係書類はすべて、日本語で記載されていること。日本語以外により記載されている場合には、日本語訳を付すること。
 - (11) 借用期間満了後は受託者においてパソコン内のデータを完全に消去した上で回収し、証明書を発行すること。

6 メーカーによる保証について

- (1) メーカーによるパーツ及び作業費用にかかる無償保証が1年以上付与されること。
- (2) メーカーによる保守サービス体制が整備されており、無償保証期間中に故障が発生した場合には、速やかに対応可能であること。
- (3) メーカーによる保守サポート期間については、製品販売カタログに明記されているものであること。ただし、製品販売カタログに明記されていないものであっても、メーカーが作成した証明書、保証書等を販売事業者との連名により提出する場合には、この限りで無い。

7 保守について

- (1) 無償保証期間満了後において、オンライン方式による速やかな対応が可能な保守体制が整備されていること。
- (2) アフターサービス・メンテナンス体制が整備されていること。また、当該連絡体制図を提出すること。
- (3) 保守サポート期間及び部品等の供給可能年数が納入後5年以上であること。
- (4) 導入した機器等に障害が生じた場合は、連絡から概ね24時間以内に現地到着後、速やかに正常な状態に回復させる作業を行うこと。ただし、正当な理由で連絡翌日までに到着できない場合は、現場担当者と相談の上、対応すること。

8 ソフトウェアに係る使用許諾について

- (1) パーソナルコンピュータにインストールされているソフトウェアは、契約の全期間について、使用を許諾されているものであること。
- (2) ボリュームライセンスにより使用許諾を取得した場合は、取得したことを証明する証明書等を提出すること。
- (3) 仕様に記述されていないソフトウェアの要否については、事前に納入先と協議すること。
- (4) アクティベーション等の認証が必要なソフトウェアは、納入時までに作業を完了しておくこと。また、マイクロソフト社製品の場合はMAK方式によること。

- (5) ソフトウェアのライセンス契約等でユーザー登録・申請が必要になる場合は、「鹿児島障害者職業能力開発校」名で申請を行っても構わない。

9 納品について

- (1) グリーン購入法（国等の環境物品等の調達の推進等に関する法律）の対象物品は、グリーン購入法適合商品とし、対象物品以外についても環境に配慮した物品であること。
- (2) 納品については、当該開発校の訓練時間等に十分に配慮し、事前に現場担当者と打ち合わせのうえ、現地で即座に使用可能な状態となるように、搬入、設置、使用説明を確実に行うこと。
- (3) 納品において必要な部材は全て契約業者が用意すること。
- (4) 段ボール箱及びその他の梱包材は受注者の負担で処分すること。
- (5) 物品の搬入及び設置・取扱説明は、上記3の納入期間内に完了し、設置完了日より運用可能な状態にすること。なお、納入期間を過ぎてもすべての物品が利用できない場合は、受注者の負担で代替品を提供すること。
- (6) 作業において、施設及び既設機器を毀損しないよう、また、事故、火災、盜難等の事故防止には万全の注意を払い、事故回避のため安全対策をとり、必要に応じて養生を行うこと。万が一、事故が発生した場合は、すべて契約業者の負担において回復及び修理を行うこと。

10 その他

- (1) 障害発生時の窓口は契約者に一本化し、誠意を持って迅速に対応すること。
- (2) 本仕様書に基づく全ての作業において、発注者が提供した業務上の情報は第三者に開示又は漏えいしないこと。また、そのための必要な措置を講じること。
- (3) 落札者は、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てるとはできないこと。
- (4) 入札書提出前に一度は現場担当者と、サービスの数量、期間、回数、内容について細部まで確認すること。
- (5) 仕様書等についての疑義は、必ず入札書提出時までに解消しておくこと。
- (6) 既設機器については、現場担当者の指示に従い移動させること。
- (7) 納品完了後は、納品前、納品後が分かる写真を提出すること。

1 1 本仕様に関する問い合わせ

【本件事務担当者】

〒892-8535

鹿児島県鹿児島市山下町13番21号

鹿児島労働局総務部総務課会計第2係 江上（えがみ）

電話：099-223-8275

FAX：099-223-0575

【現場担当者】

〒895-1402

鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名1432番地

鹿児島障害者職業能力開発校 訓練第二課長 下唐湊（しもとそ）

電話：0996-44-2206

アパレル科 パーソナルコンピュータ機器等仕様書

| 施設名 | 鹿児島障害者職業能力開発校 | | | |
|----------------|----------------------|--|--------------------------|----|
| 訓練科名 | アパレル科 | | | |
| システム名 | 訓練用パソコン機器一式 | | | |
| 機器名 | (分類) | 仕様 | 数量 | 備考 |
| パーソナルコンピュータ | 形状 | デスクトップ型（国内メーカー製であること） | <input type="checkbox"/> | |
| | OS | Windows 11 Pro (64bit) | <input type="checkbox"/> | |
| | CPU | Intel Core TM i5と同等または同等以上の性能を有する | <input type="checkbox"/> | |
| | メモリ | 8GB以上であること | <input type="checkbox"/> | |
| | ストレージ | 記憶容量500GB以上のHDD | <input type="checkbox"/> | |
| | ディスプレイ | ワイド型液晶ディスプレイ 画面サイズ 21.5型以上 解像度1920×1080以上 スピーカー内蔵 | <input type="checkbox"/> | |
| | キーボード | 日本語キーボード JIS配列準拠109キー。シリコンキーボードカバーを有すること | <input type="checkbox"/> | |
| | マウス | USBマウス（光学式）マウスパッドを有すること | <input type="checkbox"/> | |
| | 光学ドライブ | DVDスーパーマルチドライブ | <input type="checkbox"/> | |
| | USBインターフェース | USB2.0, USB3.0以降が利用できること | <input type="checkbox"/> | |
| ネットワークディスク | その他 | HDMI端子を有すること。もしくは、HDMI接続できること。 契約機器は、すべて同一機種、同一型式とする | <input type="checkbox"/> | |
| | NAS (ファイル管理用のNAS) | 搭載ドライブ数：2 内蔵HDD：4TB以上 RAID1のミラーリング（内蔵HDD）機能を有すること LAN端子、USB端子を有すること | <input type="checkbox"/> | |
| ネットワーク（無線LAN） | 小型無線LANアダプター | 通信規格11ac USB3.0対応 | <input type="checkbox"/> | |
| | 無線LANアクセスポイント | 通信規格11ac対応 パソコン10台とインクジェットプリンタ1台と無線LAN接続し、既存LANとは有線接続 | <input type="checkbox"/> | |
| プリンター | モノクロレーザープリンタ | 印刷解像度1200dpi 出力インターフェース 無線対応又は有線LAN 最大用紙サイズ A3 トナーカートリッジ 交換 1回／年（約6000ページ／年） | <input type="checkbox"/> | |
| | カラーインクジェット複合機 | 解像度4800×1200dpi インク：4色以上 インターフェース：無線対応 最大用紙サイズ：A4 給紙可能枚数：100枚 液晶モニター カラースキャナ 光学解像度：600×1200dpi | <input type="checkbox"/> | |
| アプリケーションソフトウェア | CAD | JW-CAD最新版（フリーソフトウェア） | <input type="checkbox"/> | |
| | ワープロ | Microsoft Office Standard for Academic 2024（最新版） (アカデミックオーブンライセンス インストールメディア添付) | <input type="checkbox"/> | |
| | 表計算 | | <input type="checkbox"/> | |
| | セキュリティーソフト | マルチプラットフォームであること。 新種・亜種などあらゆるサイバーアクセスを多層防御機能でブロックできること。 スキャナによる動作遅延が発生しないこと。 トラブルを迅速に解決でき、信頼の体制があること。 | <input type="checkbox"/> | |
| インストール媒体 | OSリカバリーディスク | 工場出荷時の状態への復元用（メーカー純正） | <input type="checkbox"/> | |

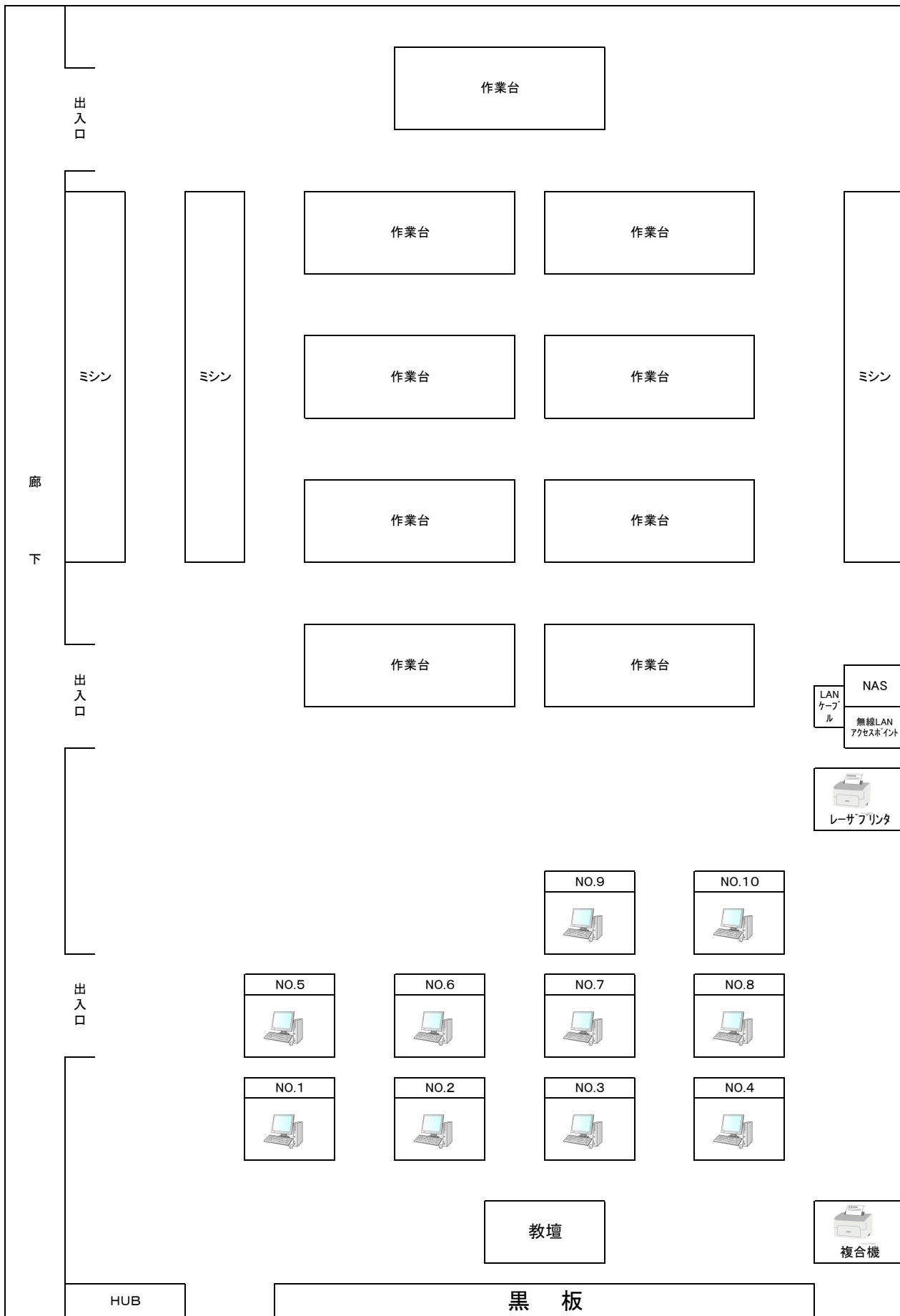
アパレル科 パーソナルコンピュータ機器等仕様書

| 施設名 | 鹿児島障害者職業能力開発校 | | | |
|--------------------|----------------------|--|----|----|
| 訓練科名 | アパレル科 | | | |
| システム名 | 訓練用パソコン機器一式 | | | |
| 機器名 | (分類) | 仕様 | 数量 | 備考 |
| パーソナルコンピュータ | 形状 | デスクトップ型（国内メーカー製であること） | 10 | |
| | OS | Windows 11 Pro (64bit) | | |
| | CPU | Intel Core TM i5と同等または同等以上の性能を有する | | |
| | メモリ | 8GB以上であること | | |
| | ストレージ | 記憶容量500GB以上のHDD | | |
| | ディスプレイ | ワイド型液晶ディスプレイ 画面サイズ 21.5型以上 解像度1920×1080以上 スピーカー内蔵 | | |
| | キーボード | 日本語キーボード JIS配列準拠109キー。シリコンキーボードカバーを有すること | | |
| | マウス | USBマウス（光学式）マウスパッドを有すること | | |
| | 光学ドライブ | DVDスーパーマルチドライブ | | |
| | USBインターフェース | USB2.0, USB3.0以降が利用できること | | |
| ネットワークディスク | その他 | HDMI端子を有すること。もしくは、HDMI接続できること。 契約機器は、すべて同一機種、同一型式とする | 1 | |
| | NAS (ファイル管理用のNAS) | 搭載ドライブ数：2 内蔵HDD：4TB以上 RAID1のミラーリング（内蔵HDD）機能を有すること LAN端子、USB端子を有すること | | |
| ネットワーク (無線LAN) | 小型無線LANアダプター | 通信規格11ac USB3.0対応 | 10 | |
| | 無線LANアクセスポイント | 通信規格11ac対応 パソコン10台とインクジェットプリンタ1台と無線LAN接続し、既存LANとは有線接続 | 1 | |
| プリンター | モノクロレーザープリンタ | 印刷解像度1200dpi 出力インターフェース 無線対応又は有線LAN 最大用紙サイズ A3 トナーカートリッジ 交換 1回／年（約6000ページ／年） | 1 | |
| | カラーインクジェット複合機 | 解像度4800×1200dpi インク：4色以上 インターフェース：無線対応 最大用紙サイズ：A4 給紙可能枚数：100枚 液晶モニター カラスキャナ 光学解像度：600×1200dpi | 1 | |
| アプリケーション ソフトウェア | CAD | JW-CAD最新版（フリーソフトウェア） | 10 | |
| | ワープロ | Microsoft Office Standard for Academic 2024（最新版） (アカデミックオーブンライセンス インストールメディア添付) | 10 | |
| | 表計算 | | | |
| | セキュリティーソフト | マルチプラットフォームであること。 新種・亜種などあらゆるサイバーアクセスを多層防御機能でブロックできること。 スキャナによる動作遅延が発生しないこと。 トラブルを迅速に解決でき、信頼の体制があること。 | 10 | |
| インストール媒体 | OSリカバリーディスク | 工場出荷時の状態への復元用（メーカー純正） | 1 | |

アパレル科 設定仕様書

| | | |
|----------|--|----|
| 校名 | 鹿児島障害者職業能力開発校 | |
| 訓練科名 | アパレル科 | |
| システム名 | 訓練機器 | |
| 用件区分 | 仕 様 | 備考 |
| 使用場所 | アパレル科教室 | |
| 設 定 | <p>○納入時までに、次の設定作業を行うこと。</p> <p>①Microsoft社製Windows11のアクティベーション等の認証はMAK方式によること。</p> <p>②Microsoft社製Microsoft Office Standard for Academic 2024のアクティベーション等の認証はMAK方式によること。</p> <p>③セキュリティソフトはインストールのほか、メーカーの指示するユーザー登録やライセンス認証等の手続きを実施すること。</p> <p>④JW-CAD(フリーソフト)は最新版をインストールし、使用可能な状態としておくこと。</p> <p>⑤メーカーCMの「バッファアップ」など、機器の使用に不要な動作をする可能性のあるアプリケーションソフトは、不要動作をしないように設定すること。</p> <p>○納入時には、次の設定作業を行うこと</p> <p>①納入場所において下図の構成でネットワーク接続を行い、インターネット接続、プリンタ出力などの設定を行うこと。</p> <p>②各パソコンから無線LAN及び既存LANを経由し、インターネットへのアクセスを確認すること。</p> <p>③Windows10のドライバ更新及びセキュリティソフトのバージョンファイルの更新等は、アップデート動作を正常に行うか確認すること。</p> | |
| ネットワーク構成 | | |
| その他 | <p>○レーザープリンタのトナー交換は年1回行うこととし、リース料に含めること。</p> <p>○セキュリティソフトなど毎年更新が必要なソフトウェアにかかる更新料等は、リース料に含めること。</p> <p>○レーザープリンタとLANの接続は、有線LAN又は無線LANのどちらでもかまわない。</p> <p>○カーリンク複合機とLAN接続は、無線LANで接続すること。</p> <p>○各パソコンの名称、ユーザー名等は納入時にアパレル科職員と打合せを行うこと。</p> <p>○ネットワーク設定における各パソコンのIPアドレス、インターネット接続のゲートウェイ設定及びDNSサーバーのIPアドレス等は、納入時にアパレル科職員と打合せを行うこと。</p> <p>○導入した機器等に障害が生じた場合は、速やかに正常な状態に回復させる作業を行うこと。 ただし、正当な理由で連絡翌日までに到着できない場合は、現地担当者と相談の上、対応すること</p> | |

アパレル科配置図面(導入後)



ワークトレーニング科パーソナルコンピュータ機器等仕様書

| 施 設 名 | 鹿児島障害者職業能力開発校 | | | | |
|-------------|---------------|---|-----|--------------------------|----|
| 訓 練 科 名 | ワークトレーニング科 | | | | |
| シ ス テ ム 名 | 訓練用パソコン機器一式 | | | | |
| 機器名 | (分類) | 仕 様 内 容 | 数量 | 確認欄 | 備考 |
| パーソナルコンピュータ | 形状 | ノートブック15.6型以上 (国内メーカー製であること) | 10式 | <input type="checkbox"/> | |
| | OS | Windows 11 Pro (64bit) | | <input type="checkbox"/> | |
| | CPU | Intel Core TM i5-12000プロセッサーと 同等または同等以上の性能を有することもしくは12世代以上であること | | <input type="checkbox"/> | |
| | メモリ | 容量8GB以上 DDR4と同等または同等以上の性能を有する | | <input type="checkbox"/> | |
| | ストレージ | 記憶容量256GB以上のSSDを有すること | | <input type="checkbox"/> | |
| | キーボード | 日本語キーボード JIS配列準拠106キー以上。 別途シリコンキーボードカバーを付属すること。 | | <input type="checkbox"/> | |
| | マウス | ワイヤレスマウス (光学式) マウスパッドも有すること | | <input type="checkbox"/> | |
| | 光学ドライブ | DVDスーパーマルチドライブ※外付け可能 | | <input type="checkbox"/> | |
| | インターフェース | USB3.0準拠×2以上有すること。 HDMI端子×1以上を有すること。 USB Type-C×1以上を有すること。 (USB HUBでの対応も可) 有線LANポートを有すること。 HDMI端子付きUSBのHUBを各ノートブックパソコンに別途用意すること。 | | <input type="checkbox"/> | |
| | モニタ | サブモニタ2.3型以上を各ノートブックパソコンに用意すること。 ノートブックパソコンとサブモニタとはHDMIケーブルにて接続すること。 スピーカー内蔵であること。 解像度 1920×1080以上であること。 電源ケーブル, DVI信号ケーブル, アナログRGBケーブル, オーディオケーブルを 添付すること。 | | <input type="checkbox"/> | |
| | その他 | 各ノートパソコン本体にセキュリティワイヤー (シリンドー錠一体型セキュリティワイヤー) を取り付けること。ワイヤーの長さ2m程度。 無線LAN機能を内蔵し、既存の無線LANアクセスポイントに接続できること。 契約機器は、すべて同一機種、同一型式とする。 | | <input type="checkbox"/> | |

| | | | | | |
|--------------------|-------------------|--|-----|--------------------------|--|
| 周辺機器 | モノクロレーザー プリンタ | 印刷解像度1200dpi, 出力インターフェース 無線LANまたは有線LAN対応, 最大用紙サイズA3 印刷は20枚／分可能であること, トナー・カートリッジ1回／年交換分を含めること | 1台 | <input type="checkbox"/> | |
| | 中間モニタ | 教師PCの画像を中間モニタに送出可能にすること。 その方法は, ソフトウェア方式でもハードウェア的な仕様でも構わない。 ただし, ハードウェア的な仕様の場合, 中間に設置する機器およびケーブル等は用意し, 配線等設定設置も行うこと。 23型以上であること。 電源ケーブル, DVI信号ケーブル, アナログRGBケーブル, オーディオケーブル, HDMIケーブルを添付すること。 スピーカー内蔵であること。 解像度 1920×1080以上であること。 | 5台 | <input type="checkbox"/> | |
| ネットワーク ディスク | NAS | 搭載ドライブ数: 2 内蔵HDD: 4TB以上。 RAID1のミラーリング (内蔵HDD) 機能を有すること。 4TBのHDDを2TB+2TBとしてミラーリング設定すること。 LAN端子, USB端子を有すること。 | 1台 | <input type="checkbox"/> | |
| ネットワーク (無線LAN) | 小型無線 LANアダプター | 通信規格11ac USB3.0対応 | 10本 | <input type="checkbox"/> | |
| | 無線LAN アクセスポイント | 通信規格11ac対応 パソコン10台と無線LAN接続 | 1本 | <input type="checkbox"/> | |
| アプリケーション ソフトウェア | CAD | JW-CAD最新版 (フリー・ソフトウェア) | 10本 | <input type="checkbox"/> | |
| | ワープロ | 教育機関向けMicrosoft Office 最新版であること (インストールメディア添付) | 10本 | <input type="checkbox"/> | |
| | 表計算 | | | <input type="checkbox"/> | |
| | パワー・ポイント | | | <input type="checkbox"/> | |
| | セキュリティ・ソフト | マルチプラットフォームであること。 新種・亜種などあらゆるサイバー攻撃を多層防御機能でブロックできること。 スキャンによる動作遅延が発生しないこと。 トラブルを迅速に解決でき, 信頼のパートナー体制があること。 導入パソコン台数分新規契約すること。また, トータル5年間利用可能とするため, 初期年度費用および更新4年分を含めること。 | 10本 | <input type="checkbox"/> | |

| | | | | | |
|--------------------|----------|--|----|--------------------------|--|
| アプリケーション ソフトウェア | 環境復元ソフト | <p>※今回導入PC10式とは別に、既存のPC12式もクライアントとして使用可能にすること</p> <p>通常起動時間とほぼ同じで復旧できること。</p> <p>管理者機能を持つパソコン等からネットワークを介して一斉に保護領域のロック・解除ができ、モードの変更、シャットダウン、再起動、リモートメンテナンスを一斉・個別にできること。</p> <p>保存・復旧となる領域を、ディスク、フォルダ単位で設定できること。</p> <p>ソフトウェア方式で動作が可能であること。</p> <p>MS-IME辞書の保護が可能であること。</p> <p>WindowsUpdateやVirus定義ファイル更新作業のスケジュールを組めること。</p> <p>対象パソコン：生徒用パソコン（保護する箇所は導入時学校と打合せ後決定する）</p> | 1式 | <input type="checkbox"/> | |
| | 授業支援システム | <p>※今回導入PC10式とは別に、既存のPC12式もクライアントとして使用可能にすること</p> <p>LAN環境を使用し、教師PCと学生PC間で画像／教材ファイル等を遅延なく転送するソフトウェア方式のシステムであること。</p> <p>先生機画面・モデル画面・NTSC信号・先生機のDVD-ROM(外付けの場合はDVDプレイヤーを添付すること。)から、DVDビデオを生徒機にリアルタイムで画像と音声付きで送信できること。</p> <p>ビデオを接続することによってNTSCデータを約30フレーム/秒で送信できること。（MPEG 4対応であること。）</p> <p>先生機でのソフトウェアバージョンアップにより、教室内の全生徒機が一斉に改版できること。</p> <p>送信サイズは、全画面・ウインドウ画面・アクティブウインドウ画面の切替が可能であること。</p> <p>全生徒機で使用しているアプリケーションを表示でき、使用したアプリケーションのログを採取できること。</p> <p>教室レイアウトに合わせて、生徒座席の位置や名前・グループを自由に設定・変更できること。</p> <p>先生が画面許可することにより、生徒機から自由に先生機画面をオンデマンドにより受信できること。</p> <p>生徒のアプリケーション利用状況の履歴が取れること。</p> <p>送信機能（先生機画面、モデル、ビデオ）を実行中に、座席アイコンに生徒機画面の受信結果が反映されること。</p> <p>ソフトウェア方式で動作が可能であること。</p> | 1式 | <input type="checkbox"/> | |

| | | | | | |
|----------|-------------|--|---|--------------------------|--|
| | 什器・工事・設定関係 | <p>全体的なスケジュールに支障なくかつ適正にシステムが稼働できるように、学校側と十分に協議し作業を実施すること。</p> <p>システム稼働させるために必要な機器設置個所のネットワーク設定等に関しては学校側と十分に協議して作業を実施すること。</p> <p>導入するすべての機器等を正常に使用できるよう、各種配線や電源にも配慮して環境設定などを実施すること。</p> <p>導入される機器等及びソフトウェア等に関する、機器設置、ソフトウェインストール及び各種環境設定等の作業は受託者が誠意をもって確実に実施すること。</p> <p>機器の設置・設定後、学校側等の立ち会いによる動作環境と動作試験を行うこと。</p> | — | <input type="checkbox"/> | |
| その他 | ソフトウェア関連 | <p>基本OSを含む各種ソフトウェアなどについては、著作権を考慮し、必要な本数(ライセンス含む)、内容を揃えること。</p> <p>導入されるハードウェア、ソフトウェア製品については基本的に日本語版対応とすること。</p> <p>毎年更新が必要なリツクアにかかる費用は、リース料に含めること</p> <p>機器及びソフトウェア等のユーザ登録及びライセンス認証など、各製品メーカーへの手続きをすべて行うこと(登録内容については、担当者と協議すること)。</p> | — | <input type="checkbox"/> | |
| | 保守・その他 | <p>導入した機器等に障害が生じた場合は、連絡から概ね24時間以内に現地到着後、速やかに正常な状態に回復させる作業を行うこと。ただし、正当な理由で連絡翌日までに到着できない場合は、現地担当者と相談の上、対応すること</p> <p>導入した機器等に障害が生じた場合は、授業に支障を来さないよう導入した業者が誠意をもって対応すること。</p> <p>鹿児島障害者職業能力開発校にてライセンスを保有しているセキュリティソフトウェアを指示に従い使用できるよう設定を行うこと</p> <p>周辺機器や端末・ネットワーク機器の設定一覧、ネットワーク図・PC配置図等を冊子にまとめ学校側に提出し、確認を取ること。</p> | — | <input type="checkbox"/> | |
| インストール媒体 | OSリカバリーディスク | 工場出荷時の状態への復元用(メーカー純正) | 1 | <input type="checkbox"/> | |

ワークトレーニング科パーソナルコンピュータ機器等仕様書

| 施設名 | 鹿児島障害者職業能力開発校 | | | |
|-------------|---------------|---|-----|----|
| 訓練科名 | ワークトレーニング科 | | | |
| システム名 | 訓練用パソコン機器一式 | | | |
| 機器名 | (分類) | 仕様内容 | 数量 | 備考 |
| パーソナルコンピュータ | 形状 | ノートブック15.6型以上 (国内メーカー製であること) | 10式 | |
| | OS | Windows 11 Pro (64bit) | | |
| | CPU | Intel Core TM i5-12000プロセッサーと 同等または同等以上の性能を有することもしくは12世代以上であること | | |
| | メモリ | 容量8GB以上 DDR4と同等または同等以上の性能を有する | | |
| | ストレージ | 記憶容量256GB以上のSSDを有すること | | |
| | キーボード | 日本語キーボードJIS配列準拠106キー以上。 別途シリコンキーボードカバーを付属すること。 | | |
| | マウス | ワイヤレスマウス（光学式）マウスパッドも有すること | | |
| | 光学ドライブ | DVDスーパーマルチドライブ※外付け可能 | | |
| | インターフェース | USB3.0準拠×2以上有すること。 HDMI端子×1以上を有すること。 USB Type-C×1以上を有すること。（USB HUBでの対応も可） 有線LANポートを有すること。 HDMI端子付きUSBのHUBを各ノートブックパソコンに別途用意すること。 | | |
| | モニタ | サブモニタ23型以上を各ノートブックパソコンに用意すること。 ノートブックパソコンとサブモニタとはHDMIケーブルにて接続すること。 スピーカー内蔵であること。 解像度 1920×1080以上であること。 電源ケーブル、DVI信号ケーブル、アナログRGBケーブル、オーディオケーブルを 添付すること。 | | |
| | その他 | 各ノートパソコン本体にセキュリティワイヤー（シリンドー錠一体型セキュリティワイヤー）を取り付けること。ワイヤーの長さ2m程度。 無線LAN機能を内蔵し、既存の無線LANアクセスポイントに接続できること。 契約機器は、すべて同一機種、同一型式とする。 | | |

| | | | | |
|--------------------|-------------------|--|-----|--|
| 周辺機器 | モノクロレーザー プリンタ | 印刷解像度1200dpi, 出力インターフェース 無線LANまたは有線LAN対応, 最大用紙サイズA3 印刷は20枚／分可能であること, トナーカートリッジ 1回／年交換分を含めること | 1台 | |
| | 中間モニタ | 教師PCの画像を中間モニタに送出可能にすること。 その方法は, ソフトウェア方式でもハードウェア的な仕様でも構わない。 ただし, ハードウェア的な仕様の場合, 中間に設置する機器およびケーブル等は用意し, 配線等設定設置も行うこと。 23型以上であること。 電源ケーブル, DVI信号ケーブル, アナログRGBケーブル, オーディオケーブル, HDMIケーブルを添付すること。 スピーカー内蔵であること。 解像度 1920×1080以上であること。 | 5台 | |
| ネットワーク ディスク | NAS | 搭載ドライブ数: 2 内蔵HDD: 4TB以上。 RAID1のミラーリング (内蔵HDD) 機能を有すること。 4TBのHDDを2TB+2TBとしてミラーリング設定すること。 LAN端子, USB端子を有すること。 | 1台 | |
| ネットワーク (無線LAN) | 小型無線 LANアダプター | 通信規格11ac USB3.0対応 | 10本 | |
| | 無線LAN アクセスポイント | 通信規格11ac対応 パソコン10台と無線LAN接続 | 1本 | |
| アプリケーション ソフトウェア | CAD | JW-CAD最新版 (フリーソフトウェア) | 10本 | |
| | ワープロ | 教育機関向けMicrosoft Office 最新版であること (インストールメディア添付) | 10本 | |
| | 表計算 | | | |
| | パワーポイント | | | |
| | セキュリティーソフト | マルチプラットフォームであること。 新種・亜種などあらゆるサイバー攻撃を多層防御機能でブロックできること。 スキャンによる動作遅延が発生しないこと。 トラブルを迅速に解決でき, 信頼のパートナー体制があること。 導入パソコン台数分新規契約すること。また, トータル5年間利用可能とするため, 初期年度費用および更新4年分を含めること。 | 10本 | |

| | | | |
|-----------------------|-----------------|--|----|
| | <p>環境復元ソフト</p> | <p>※今回導入PC10式とは別に、既存のPC12式もクライアントとして使用可能すること</p> <p>通常起動時間とほぼ同じで復旧できること。</p> <p>管理者機能を持つパソコン等からネットワークを介して一斉に保護領域のロック・解除が可能、モードの変更、シャットダウン、再起動、リモートメンテナンスを一斉・個別にできること。</p> <p>保存・復旧となる領域を、ディスク、フォルダ単位で設定できること。</p> <p>ソフトウェア方式で動作が可能であること。</p> <p>MS-IME辞書の保護が可能であること。</p> <p>WindowsUpdateやVirus定義ファイル更新作業のスケジュールを組めること。</p> <p>対象パソコン：生徒用パソコン（保護する箇所は導入時学校と打合せ後決定する）</p> | 1式 |
| <p>アプリケーションソフトウェア</p> | <p>授業支援システム</p> | <p>※今回導入PC10式とは別に、既存のPC12式もクライアントとして使用可能すること</p> <p>LAN環境を使用し、教師PCと学生PC間で画像／教材ファイル等を遅延なく転送するソフトウェア方式のシステムであること。</p> <p>先生機画面・モデル画面・NTSC信号・先生機のDVD-ROM(外付けの場合はDVDプレイヤーを添付すること。)から、DVDビデオを生徒機にリアルタイムで画像と音声付きで送信できること。</p> <p>ビデオを接続することによってNTSCデータを約30フレーム/秒で送信できること。(MPEG 4 対応であること。)</p> <p>先生機でのソフトウェアバージョンアップにより、教室内の全生徒機が一斉に改版できること。</p> <p>送信サイズは、全画面・ウィンドウ画面・アクティブウィンドウ画面の切替が可能であること。</p> <p>全生徒機で使用しているアプリケーションを表示でき、使用したアプリケーションのログを採取できること。</p> <p>教室レイアウトに合わせて、生徒座席の位置や名前・グループを自由に設定・変更できること。</p> <p>先生が画面許可することにより、生徒機から自由に先生機画面をオンデマンドにより受信できること。</p> <p>生徒のアプリケーション利用状況の履歴が取れること。</p> <p>送信機能（先生機画面、モデル、ビデオ）を実行中に、座席アイコンに生徒機画面の受信結果が反映されること。</p> <p>ソフトウェア方式で動作が可能であること。</p> | 1式 |

| | | | | |
|----------|-------------|---|---|--|
| | 什器・工事・設定関係 | <p>全体的なスケジュールに支障なくかつ適正にシステムが稼働できるように、学校側と十分に協議し作業を実施すること。</p> <p>システム稼働するために必要な機器設置個所のネットワーク設定等に関しては学校側と十分に協議して作業を実施すること。</p> <p>導入するすべての機器等を正常に使用できるよう、各種配線や電源にも配慮して環境設定などを実施すること。</p> <p>導入される機器等及びソフトウェア等に関する、機器設置、ソフトウェインストール及び各種環境設定等の作業は受託者が誠意をもって確実に実施すること。</p> <p>機器の設置・設定後、学校側等の立ち会いによる動作環境と動作試験を行うこと。</p> | — | |
| その他 | ソフトウェア関連 | <p>基本OSを含む各種ソフトウェアなどについては、著作権を考慮し、必要な本数(ライセンス含む)、内容を揃えること。</p> <p>導入されるハードウェア、ソフトウェア製品については基本的に日本語版対応とすること。</p> <p>毎年更新が必要なソフトウェアにかかる費用は、リース料に含めること</p> <p>機器及びソフトウェア等のユーザ登録及びライセンス認証など、各製品メーカーへの手続きをすべて行うこと(登録内容については、担当者と協議すること)。</p> | — | |
| | 保守・その他 | <p>導入した機器等に障害が生じた場合は、連絡から概ね24時間以内に現地到着後、速やかに正常な状態に回復させる作業を行うこと。ただし、正当な理由で連絡翌日までに到着できない場合は、現地担当者と相談の上、対応すること。</p> <p>導入した機器等に障害が生じた場合は、授業に支障を来さないよう導入した業者が誠意をもって対応すること。</p> <p>鹿児島障害者職業能力開発校にてライセンスを保有しているセキュリティソフトウェアを指示に従い使用できるよう設定を行うこと</p> <p>周辺機器や端末・ネットワーク機器の設定一覧、ネットワーク図・PC配置図等を冊子にまとめ学校側に提出し、確認を取ること。</p> | — | |
| インストール媒体 | OSリカバリーディスク | 工場出荷時の状態への復元用(メーカー純正) | 1 | |

ワークトレーニング科 設定仕様書

| | | |
|----------|--|----|
| 校名 | 鹿児島障害者職業能力開発校 | |
| 訓練科名 | ワークトレーニング科 | |
| システム名 | 訓練機器 | |
| 用件区分 | 仕様 | 備考 |
| 使用場所 | ワークトレーニング科教室 | |
| 設定 | <p>○納入時までに、次の設定作業を行うこと。</p> <p>①Microsoft社製Windows11のアクティベーション等の認証はMAK方式によること。</p> <p>②Microsoft社製Microsoft Office Standard for Academic 2024 のアクティベーション等の認証はMAK方式によること。</p> <p>③セキュリティソフトはインストールのほか、メーカーの指示するユーザー登録やライセンス認証等の手続きを実施すること。</p> <p>④JW-CAD(フリーソフト)は最新版をインストールし、使用可能な状態としておくこと。</p> <p>⑤メーカーCMの「アップグレード」など、機器の使用に不要な動作をする可能性のあるアップグレードソフトは、不要動作をしないように設定すること。</p> <p>○納入時には、次の設定作業を行うこと</p> <p>①納入場所において下図の構成でネットワーク接続を行い、インターネット接続、プリンタ出力などの設定を行うこと。</p> <p>②各パソコンから無線LAN及び既存LANを経由し、インターネットへのアクセスを確認すること。</p> <p>③Windows10の「ログ」ラム更新及びセキュリティソフトのバージョンファイルの更新等は、アップデート動作を正常に行うか確認すること。</p> | |
| ネットワーク構成 | | |
| その他 | <p>○レーザー・プリンタのトナー交換は年1回行うこととし、リース料に含めること。</p> <p>○セキュリティソフトなど毎年更新が必要なリソースにかかる更新料等は、リース料に含めること。</p> <p>○レーザー・プリンタとLANの接続は、有線LAN又は無線LANのどちらでもかまわない。</p> <p>○各パソコンの名称、ユーザー名等は納入時にワークトレーニング科職員と打合せを行うこと。</p> <p>○ネットワーク設定における各パソコンのIPアドレス、インターネット接続のゲートウェイ設定及びDNSサーバーのIPアドレス等は、納入時にワークトレーニング科職員と打合せを行うこと。</p> <p>○導入した機器等に障害が生じた場合は、速やかに正常な状態に回復させる作業を行うこと。</p> <p>ただし、正当な理由で連絡翌日までに到着できない場合は、現地担当者と相談の上、対応すること</p> | |

ワークトレーニング科配置図面（導入後）

